

会員・会費規程

(目的)

第1条 この規程は、「ELEVEN GYM SAGAMIHARA」施設利用規約 第4条、第7条、及び第10条の規定に基づき、会員の種別、入会金、利用料等に関する基本的事項について定めるものである。

2 ここに定めて以外の事項については、関連法令、施設利用規約、または株式会社 BMS スポーツが定める規程に従うものとする。

(会員の種別)

第2条 会員の種別及びその資格要件は次の通りとする。

種別	名称	資格要件
第1号会員	一般会員	第2号会員から第10号会員以外の人
第2号会員	女性会員	女性
第3号会員	高校生会員	高校在籍者、または満15歳から満18歳までの人
第4号会員	ペア会員	夫婦又は親子（大人1名と未成年者1名）
第5号会員	法人会員	法人の役職員（5名まで）
第6号会員	特別会員	一般社団法人 KOBUSHI 道連盟の社員（正会員）

(2) 前号のほか、「拳道館」として運営する会員の種別及びその資格要件は次の通りとする。

種別	名称	資格要件
第7号会員	園児会員	未就学児
第8号会員	小学生会員	小学生
第9号会員	中学生会員	中学生
第10号会員	シニア会員	満60歳以上の人

(3) 前2項に記した資格のうち、複数の資格要件に該当する場合は、会員が任意に選択することができる。

(4) 第1項及び第2項のうち、年齢要件によって資格を判別する場合、当月1日における年齢によるものとする。

(入会金)

第3条 入会金の額は、別表1に定めるところによる。

(2) 入会金は、入会申込時に一括して支払うものとする。

(利用料)

第4条 月額利用料の額は、別表2に定めるところによる。

(2) 月額利用料は、当社が定める日に、原則として銀行口座引落にて支払うものとする。

(3) 利用料は、当社が別に定める金額を、当社所定の方法で支払うものとし、既納の利用料は、理由の如何に問わずこれを返還しません。

(4) 会員には、実際の施設利用の有無や回数に関わらず、本会員契約が定める諸費用を全て支払う義務があり、退会月までは利用料を支払わなければなりません。

(会費、手数料及び利用料の改定)

第5条 当社は、別に定める会費・手数料または利用料等の改定を行なうことが出来ます。

(2) 前項の改定を行なう場合、当社は一ヶ月前までに、店頭にて会員に告知するものとします。

(その他手数料)

第6条

(1) 紛失・盗難・汚損・破損等による、会員証再発行手数料は1,000円(税別)とする。

(会費の返金)

第7条 当社は、会員からいったん納付された入会金、利用料等について、理由の如何に関わらず、これを返金しないものとする。

附則

1. この規程は、平成31年1月11日から施行する。

【別表1】

入会金 0円(税別)

【別表 2】

種別	名称	月額利用料
第 1 号会員	一般会員	10,000 円
第 2 号会員	女性会員	5,000 円
第 3 号会員	高校生会員	5,000 円
第 4 号会員	ペア会員	13,000 円
第 5 号会員	法人会員	30,000 円
第 6 号会員	特別会員	6,000 円

(消費税別)

種別	名称	月額利用料
第 7 号会員	園児会員	0 円
第 8 号会員	小学生会員	3,000 円
第 9 号会員	中学生会員	5,000 円
第 10 号会員	シルバー会員	5,000 円

(消費税別)